

(提言 2、提言 5 部分を抜粋)

平成 25 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査
委員会の報告書を受けて講じた措置

第 186 回国会（常会）提出

第1章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置

提言2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に係る制度についての抜本的な見直しを行う。

提言2 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

政府の危機管理体制の在り方については、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号。以下「設置法」という。）附則第 6 条第 7 項において、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行うこととされていることを踏まえ、米国の連邦危機管理庁（FEMA: Federal Emergency Management Agency）をはじめとする各国政府における危機管理組織体制について調査を実施しており、本調査を基に、我が国における最適な危機管理組織体制の在り方について検討を行うこととしている。

緊急時の対応に関しては、原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）（平成 25 年 9 月 5 日全部改正）等の改正を行い、①原子力災害対策指針に示す判断基準に基づき、住民等の防護措置を実施することについて、原子力災害対策本部が指示することとし、②国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターを中心として緊急時モニタリングを実施することとし、③安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部が指示することとした。インフラ整備の支援のための道府県向け交付金として、平成 25 年度は 110.5 億円の予算を措置した。また、中央と現地の各拠点（総理大臣官邸（以下「官邸」という。）、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC: Emergency Response Center）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 12 条第 1 項に基づく緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁（以下「立地道府県庁」という。））をつなぐテレビ会議システム等の通信設備を整備・維持管理するとともに、緊急時対策支援システ

ム（ERSS: Emergency Response Support System）について衛星通信回線の整備・維持管理等を行った。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- 原災法の改正により原子力災害対策本部が拡充された。具体的には、①発電用原子炉の事故について、従来の経済産業大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てることとするとともに、②本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てることとした。
- 原子力災害対策本部の事務局機能の強化を図るため、平成 24 年 10 月 19 日原子力防災会議幹事会決定により原子力災害対策マニュアルを見直し、特に大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。
- 設置法により改正された原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う原子力防災会議を設置し、議長には内閣総理大臣を、副議長には内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監を、事務局長には環境大臣をそれぞれ充てることとした。平成 24 年 10 月 19 日に第 1 回会議を開催し、原災法第 6 条の 2 第 1 項に基づく原子力災害対策指針の検討状況や原子力災害対策マニュアル等について報告した。

提言 2 2）放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

原災法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。平成 25 年 2 月、6 月及び 9 月に原子力災害対策指針を改定し、安定ヨウ素剤の配布・服用方法、緊急時モニタリングに係る詳細に関する規定や、新規制基準を踏まえた緊急時活動レベル（EAL: Emergency Action Level）に関

する詳細な規定を追加した。また、原子力規制庁は原子力災害対策指針の解説として「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」や「緊急時モニタリングについて」を公表した。

また、発災時に原子力災害現地対策本部等が置かれるオフサイトセンターの機能拡充のため、道府県による防災資機材整備に対する財政的支援を行っている。新たなオフサイトセンター立地地点の要件（原則として原子力発電所から5～30km圏内に設置）に基づき、北海道電力(株)泊発電所、東京電力(株)福島第二原子力発電所、四国電力(株)伊方発電所に係るオフサイトセンターの移転・整備を進めた。なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所、中部電力(株)浜岡原子力発電所、北陸電力(株)志賀原子力発電所に係るオフサイトセンターについては、平成26年度予算で移転・整備を行う予定としている。

地域における原子力災害対策の要となる地域防災計画（原子力災害対策編）は、関係地方公共団体が策定することとされており、万が一の緊急時に備え、その内容の具体化を図り、実効性を高めていくことが重要である。こうした観点から、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、地方公共団体のみでは解決が困難な対策について、国として積極的に対応していくこととしている。平成25年9月3日の原子力防災会議において「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13地域（泊、東通、女川、福島、東海、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内）それぞれに、課題解決のためのワーキングチームを設置した。各地域に共通して対応すべき事項については、関係府省等の検討結果を取りまとめ「共通課題についての対応方針」として平成25年10月9日に関係道府県に提示した。

これらの取組を通じ、平成26年3月末現在で、地域防災計画（原子力災害対策編）は、対象となる21道府県全てにおいて策定済みとなっており、135市町村のうち123市町村において策定済みとなっている。周辺住民の避難計画については、71市町村について計画を策定済みであり、特に、泊、福井、島根、伊方、玄海及び川内の6地域については、地域全体として避難計画が具体化されている。各地域の計画策定の進捗状況については、原子力防災会議等において順次、確認を行うこととしている。避難計画が未策定の自治体については、避難経路としてどのルートを使うのか、どのような単位でどこへ避難するのかといったことの調整に時間を要しているが、暫定的な計画や広域避難指針の策定

等の取組も進展している。

また、平成 25 年 10 月 11 日、12 日に、九州電力(株)川内原子力発電所を対象として、国、地方自治体、原子力事業者の合同で、原災法に基づく原子力総合防災訓練を実施した。実際の災害場面に近似させるよう事故シナリオを進展させ、実時間での状況判断等の訓練を実施した。また、他の原子力発電所所在地域においても、各道府県主催の原子力防災訓練が行われており、関係省庁による訓練計画作成の支援や訓練への参加を行った。防災訓練等を通じて抽出された課題・教訓を生かし、必要に応じて原子力災害対策マニュアル等を修正・改定するとともに、原子力防災体制の継続的な充実・強化を図ることとしている。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- 設置法により改正された原災法に基づき原子力災害対策指針を策定し、避難等の防護措置を講ずる区域が広範囲になることを踏まえ、予防的防護措置を準備する区域（PAZ: Precautionary Action Zone. 原子力施設からおおむね 5 km を目安。）や緊急防護措置を準備する区域（UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone. 原子力施設からおおむね 30km を目安。）を設定した。また、緊急時における判断や防護措置実施の基準となる緊急時活動レベル（EAL）や運用上の介入レベル（OIL: Operational Intervention Level. 空間放射線量率等により評価。）を設定し、これらの区分ごとに国と地方公共団体が採るべき情報提供、モニタリング、安定ヨウ素剤の予防服用をはじめとした防護措置等を示すなど、国と地方の役割分担を含め、原子力施設外における対応（以下「オフサイト対応」という。）に関する措置を強化した。
- 現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、体制を整備した。具体的には、オフサイト対応について、オフサイトセンターに現地対策本部を設置し、環境副大臣（又は環境大臣政務官）や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣することとし、現地の対応体制を強化した。
- 平成 24 年 9 月 19 日の改正原災法の施行に併せて、オフサイトセンターの要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを策定し、オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や防護服・マスク・飲食料の備蓄を拡充するとともに、代替オフサイトセンターへの

移転を想定した通信資機材を整備した。

提言2 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たり的な指示・介入を防ぐ仕組みとする。

設置法により改正された原災法により、原子力事業者は、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告とその要旨の公表が義務化された。また、原子力規制委員会は、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善等を命ずることができることとされた。これを受け、原子力規制委員会は、平成25年度には、以下のとおり、原子力事業者防災訓練報告会を実施し、事業者の訓練報告の評価を行った。

平成25年10月4日 加圧水型原子力発電所設置事業者の防災訓練報告会

平成25年11月22日 沸騰水型原子力発電所設置事業者の防災訓練報告会

平成25年12月16日 再処理施設及び加工施設設置事業者の防災訓練報告会

【参考】平成24年度までに講じた主な措置

- 設置法により改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）において、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務等が明確化された。また、原災法に基づく原子力災害対策指針において、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。
- 設置法により改正された原災法に基づき、原子力災害対策本部における役割分担が明確化された。具体的には、改正後の原災法第20条第2項及び第3項において、①技術的、専門的知見に基づいて行う原子力施設内における対応（以下「オンサイト対応」という。）は、原子力規制委員会が行うこととされるとともに、②オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係行政機関等が対応することとされた。

提言5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

提言5 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。

設置法の趣旨を踏まえ、平成25年1月に策定した原子力規制委員会の組織理念にのっとり、引き続き、①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスの確立に取り組むこととしている。

【参考】平成24年度までに講じた主な措置

- 原子力規制委員会は、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制等の機能を統合し、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条に規定される委員会として、設置法に基づき、平成24年9月19日に設置された。
- 設置法には、原子力規制委員会の任務、所掌事務、職権の行使、組織、原子力規制委員会の議決、原子力規制委員会に置かれる審議会等に関する規定が設けられた。また、同法に基づき、原子力規制委員会の事務局として原子力規制庁が置かれ、同庁長官は原子力規制委員会委員長の命を受けて庁務を掌理することとされた。
- 平成24年9月19日の平成24年度第1回原子力規制委員会においては、原子力規制委員会の意思決定のルール、「透明性」、「中立性」の確保等が議論され、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等を策定し、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チームの議論についても原則公開することを決定するとともに、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談についても情報公開するなど、徹底した透明性を確保することを通じて、中立公正性を確保することとした。

- 平成 24 年 10 月 10 日の平成 24 年度第 4 回原子力規制委員会においては、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を決定し、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした（平成 25 年 3 月に核燃料施設等も対象とするために改定。）。
- 平成 25 年 1 月 9 日の平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会において、組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する 5 つの活動原則を掲げた（表 8）。

表 1 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

（１）独立した意思決定

何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。

（２）実効ある行動

形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。

（３）透明で開かれた組織

意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。

(4) 向上心と責任感

常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。

(5) 緊急時即応

いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

提言5 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

平成25年2月6日に改訂された「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チームの議論を原則公開するとともに、原子力規制委員会委員長による定例会見及び原子力規制庁定例ブリーフィングを行い、幅広くメディアからの質問に回答すること等を通じて、意思決定の透明性を確保することとしている。

また、国会に対する定期的な報告として、設置法に基づき、平成24年度の取組をまとめた原子力規制委員会の年次報告書を作成し、平成25年6月に国会に提出した。

「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談についても情報を公開した。原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談については議事要旨を作成し、原則公開した。

【参考】平成24年度までに講じた主な措置

- 原子力規制委員会の意思決定については、平成24年9月19日の平成24年度

第1回原子力規制委員会において「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を策定した。これに基づき、原子力規制委員会そのもの及び原子力規制委員会で行われる規制の内容について議論する会議は原則公開するとともに、会議資料や議事録も原則公開することとした。

- 「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を決定し、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした（平成25年3月に核燃料施設等も対象とするために改定。）。
- 原子力規制委員会委員長及び原子力規制庁報道官が定期的に記者会見を行い（それぞれ週に1回、週に2回）、幅広くメディアからの質問に回答することとした。
- 「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」において、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談について、議事概要を作成し、参加者氏名や使用した資料と共に公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。さらに、平成25年2月6日の平成24年度第27回原子力規制委員会において、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め二人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開すること等を決定した。
- 原子力規制委員会委員長及び委員については、設置法第7条において、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」と規定された。

提言5 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターナル」を当初より、例外なく適用する。

平成 25 年 9 月に原子力の安全確保のため、平成 25 年度追加措置として審査官 18 名の定員増を実施した。その後も、平成 26 年 3 月に、平成 25 年度補正予算措置として、独立行政法人原子力安全基盤機構の統合分の 399 名に加え、原子力規制委員会の純増分として 81 名の定員を措置した(審査・検査関係:52 名、東京電力福島第一原子力発電所事故対応関係:10 名、原子力防災・モニタリング関係:19 名)。平成 26 年 3 月 1 日、独立行政法人原子力安全基盤機構との統合を機に、原子力規制委員会職員の専門性の向上に向けた人材育成機能を抜本的に強化すべく原子力規制委員会に施設等機関「原子力安全人材育成センター」を設置した。

東京大学専門職大学院、IAEA 等の国際機関や、米国原子力規制委員会(NRC: Nuclear Regulatory Commission)に職員を派遣した。これに加え、さらに 1 名を NRC へと派遣するよう手続を進めるなど、原子力規制分野でのグローバルな人材交流を進めている。

原子力規制委員会の新卒採用については、意欲ある優秀な職員確保のため、例年 6 月下旬から行われる夏の官庁訪問に加え、他の技術系官庁と同様に春の官庁訪問も実施した。また、国家公務員試験一般職試験合格者からの採用に加え、原子力規制庁独自の「原子力工学系職員採用試験」を創設し、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用(平成 26 年 3 月 20 日に受験案内を提示し、今夏に試験実施)することとしている。また、原子力規制委員会が強化すべき技術研究・技術調査業務を担当する研究職員を公募した。実務経験者についても、新規制基準への適合性審査、現場の施設に対応した検査、自治体との対話を密にして原子力防災対策を行う職員等を対象として 80 名を目標に採用を行うこととしている。こうした採用にとどまらず、今後、原子力規制委員会において人材育成の基本方針を定め、これに基づき、研修の体系、人材育成・研修に係る制度・環境の整備等を行い、人材育成を着実に進めることとしている。

また、ノーリターナルルールについては、設置法附則第 6 条第 2 項において、「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後五年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認

められる場合は、この限りでない。」と規定されている。原子力規制委員会の発足から平成 26 年 4 月 1 日までの原子力規制委員会から他省庁等への転出職員総数は 132 名で、うち経済産業省へは 59 名が、文部科学省へは 45 名が転出している。このうち例えば、経済産業省本省へ転出した技術系職員数は 13 名であり資源エネルギー庁への転出者はいない。原子力規制庁には、現在のところ若手を中心に出向元への異動を希望する職員も多く、また、時間をかけて適性等を見極めるべき職員も多く存在している。原子力規制庁としては、人材育成プロセスや処遇の充実、独自の職員採用等を行い、原子力規制委員会の独立性を確保し、意欲と専門能力を持った職員が確保できるよう、引き続き取り組むとともに、こうした取組の進捗状況を原子力規制庁から他省庁への転出状況も含め定期的に公表し、国会事故調の提言を踏まえた改善につなげていくこととする。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- ①法律上の資格が必要とされる原子力保安検査官、原子力防災専門官等に対する原子力安全規制に関する専門研修、②実物大の機器・設備を用いた検査実習並びに模擬試験装置を使った異常事象の発生メカニズム及び計測方法を習得する実技研修、③実機のプラントシミュレータを用いた重大事故（シビアアクシデント）対応も含めた運転制御の実習等基礎知識の習得から専門性の向上を図るための研修を実施した。原子力工学に関する知識の維持・向上を図る観点から、大学院レベルのテキストを用いた講義の実施等の新たな取組を開始した。職員一人一人の意識を高めるための取組として、国としての危機管理の在り方についての講演会、品質管理に関する講演会を実施した。
- 国内の関連大学院へ原子力規制庁職員 3 名を派遣し、NRC 等の海外の原子力規制機関や IAEA 等の国際機関への職員の派遣に向けた準備も進めた。
- 専門的な知見や経験を有する者を原子力規制庁発足時及び年度途中においても 13 人採用するとともに、平成 25 年度以降を見据えた新卒・中途採用の活動を開始するなど、人材の確保のための取組に着手した。
- 新しい規制機関としての組織の在り方、規制活動への取組等を含む全般的な課題について広く国際的な知見を反映させることが重要との観点から、原子力規制委員会は、海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に、米国、英国及びフランスの規制機関のトップとしての活動歴を持つ 3 名の有識者を「国際アドバイザー」に委嘱し、平成 24 年 12 月 14 日に東京で原子力規制委員

会との意見交換会を開催した（表 9）。

表 2 国際アドバイザー

アンドレ・クロード・ラコスト André-Claude Lacoste	フランス原子力安全機関（ASN: Autorité de sûreté nucléaire）前委員長 2007 年の IAEA による対日総合的規制評価サービス（IRRS: Integrated Regulatory Review Service）団長
リチャード・メザーブ Richard A. Meserve	米国原子力規制委員会（NRC）元委員長 IAEA 国際原子力安全諮問グループ（INSAG: International Nuclear Safety Group）議長 国会事故調における参考人
マイク・ウェイトマン Mike Weightman	英国原子力規制機関（ONR: Office for Nuclear Regulation）前機関長 IAEA 福島第一原子力発電所事故調査専門家チーム団長

※肩書きは、平成 26 年 4 月 1 日現在

提言 5 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

平成 25 年 4 月 1 日に、モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制及び国際約束に基づく保障措置に係る事務について、設置法附則の規定に基づき、文部科学省から原子力規制委員会に一元化された。

設置法附則第 6 条第 4 項に基づき、原子力規制委員会全体として専門性を高めていくため、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案を平成 25 年 10 月に第 185 回臨時国会に提出し、11 月に成立、平成 26 年 3 月に施行された。独立行政法人原子力安全基盤機構の原子力規制委員会への統合に伴い、その業務が移管された。移管された業務の実施に加え、原子力規制委員会での厳格かつ適正な審査・検査や東京電力(株)福島第一原子力発電所対応、原子力防災対策の充実等を確保するため、統合に伴う一時的な業務増へ対応するための定員を含め、原子力規制委員会の定員は、全体で 545 人から 1,025 人に増加した。原子力規制委員会の組織体制についても、①原子力規制委員会の管理・運営の統括部門と②旧独立行政法人原子力安全基盤機構の安全研究部門を中心とした「技術基盤グループ」から成る「長官官房」、③原子炉等規制法に基づく

審査・検査や東京電力(株)福島第一原子力発電所対応を行う「原子力規制部」、④事故時の住民避難やモニタリング体制の整備を進めるための「放射線防護対策部」、⑤原子力規制人材の育成を専門的に行う「原子力安全人材育成センター」を設置した。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- 原子力規制委員会は、設置法に基づき、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制を一元的に担う組織として設置され、平成 24 年 9 月 19 日に発足した。
- 緊急時の対応については、原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。
- 中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び立地道府県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。

提言 5 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

原子力規制委員会は、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしており、平成 26 年 3 月に平成 26 年度事後評価実施計画を策定するとともに、独立行政法人原子力安全基盤機構を統合したことを踏まえ、政策体系を見直した。政策評価については、今後、平成 25 年 1 月に定めた政策評価基本計画を踏まえ、毎年度事後評価実施計画を策定し、外部の有識者の意見も聴きながら政策評価を実施するとともに、適切な年度事業実施計画、予算要求等の PDCA サイクルを確立することとしている。

また、原子力規制委員会の取組について幅広い観点からの意見を伺うべく「有識者と原子力規制委員会との意見交換」を平成 25 年 9 月に実施した。この他に

も、海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に、平成 24 年 12 月に立ち上げた「国際アドバイザー」の制度において、米国、英国及びフランスの原子力規制機関のトップとしての経験を有する 3 名の有識者と、平成 25 年 6 月に東京で委員長及び委員との意見交換会等を実施した。今後、平成 27 年末を目処に、IAEA の総合的規制評価サービス（IRRS）を、平成 27 年春までを目処に、IAEA の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS: International Physical Protection Advisory Service）を受け入れ、国際的な評価を受けることとしている。

なお、国会に対する定期的な報告として、設置法に基づき、平成 24 年度の取組をまとめた原子力規制委員会の年次報告書を作成し、平成 25 年 6 月に国会に提出した。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- 平成 25 年 1 月 9 日の平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会において、組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する 5 つの活動原則を掲げた。
- 原子力規制委員会は、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしており、同日に政策評価基本計画及び評価の対象となる施策を整理した政策体系を、平成 25 年度事後評価実施計画として決定した。